



職場の パワーハラスメント

なぜ、今、パワーハラスメント対策？

人は他者と関わり合いながら生きています。そして、職場は、人生において多くの時間を過ごす場所です。

ところが、職場において、暴力、暴言、脅迫や仲間外れといった、いじめ行為が行われ、このような問題に悩む人が増えています。

都道府県労働局に寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は近年急速に増加しており、「パワーハラスメント」は今、大きな社会問題になっています。

職場のパワーハラスメントは、組織の活力に影響を及ぼすだけでなく、働く人の誰もが当事者になり得る問題です。仕事という名目

をかさに人格を傷つけられたり、仕事への意欲や自信を喪失したり、時には心身の健康や命すら危険にさらされるような行為は、決してあってはならない行為です。

パワーハラスメントとは

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をパワーハラスメントといいます。

上司から部下への行為に限ったものではなく、先輩・後輩や同僚間などの様々な「優位性」を背景に行われるものも含まれます。さらに、部下から上司に対して行われるものもあります。

職場のパワーハラスメントの典型的な行為類型

- ① 暴行・傷害（身体的攻撃）
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③ 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経

験とかげ離れた仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）

⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（プライバシーの侵害）

職場の活力向上のために

職場のパワーハラスメントは、当事者間だけの問題ではありません。周囲の人たちが行為を見たり、聞いたりすることで仕事への意欲が低下し、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼす可能性があります。

職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組む意義は、単に悪い影響や損失を回避するだけではなく、そこで働く一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりは、職場の活力、仕事に対する意欲、職場全体の生産性などを向上させることにも役立ちます。

パワーハラスメントは自分たちとは関係ない、取組みが難しい、メリットがないなどと考えるのではなく、まずは、適切な窓口に相談することが重要です。

何から始めるか

職場のパワーハラスメント対策の本質は、職場の一人ひとりが、自分も相手も、等しく、不当に傷

つけられてはならない尊厳や人格を持った存在であることを認識し、たうえで、それぞれ価値観、立場、能力などといった違いを認めて、互いを受け止め、その人格を尊重し合うことです。



全国一斉！法務局休日相談所

日時 10月6日（日）10時～15時

場所 広島法務局東広島支局
(東広島市西条朝日町9番11号)

相談内容 登記、境界、遺言、戸籍、供託、人権（無料相談、秘密厳守）

相談員 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人、人権擁護委員

問い合わせ 広島法務局東広島支局
☎ 082-423-7707